

スポーツ政策少考 —スポーツの成長産業化と大学スポーツのゆくえ—

有賀 郁敏ⁱ

日本社会は2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を前に祝祭の多幸感に浸っているように見える。そうした中、スポーツ庁が文部科学省の外局として設置され、大学スポーツのさらなる発展をめざして日本版NCAAの創設を軸とした大学スポーツ政策を公表した。本政策の内容は多岐にわたるが、従前の大学スポーツの在り方を変え、成長産業の一翼として大学スポーツを位置づけようとしている。なぜこの時期に大学スポーツの市場化が強調されたのだろうか。本稿の焦点はここに当たられる。もっとも、この問い合わせへの応答には大学スポーツの枠組みを超えて国家戦略に組み込まれたレジャー・スポーツ政策全般にまで視圈を広げ、これら諸政策の網の目の中で大学スポーツ政策を再帰的に検討していく必要がある。多幸感に包まれた時代精神の深部にある切実な問題を開示し、今後の大学スポーツの在り方を展望する。

キーワード：大学スポーツ、スポーツ庁、日本版NCAA、新自由主義、スポーツ基本法、スポーツ権

はじめに

2020年東京オリンピック・パラリンピック（以下、「2020東京オリパラ」）の開催を控えて、巷にはスポーツに関する言説が溢れ、祝祭の多幸感が漂いはじめている。

こうした中で、本年（2017年）3月、文部科学省（スポーツ庁）は「大学スポーツの振興に関する検討会議最終とりまとめ～大学スポーツの価値の向上に向けて～」（以下、「とりまとめ」）を発表し¹⁾、今後の大学スポーツの在り方に関する具体的な課題を公表した。「とりまとめ」は〈1〉から〈4〉に構成されており、なかでも〈3〉大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版NCAA）の在り方については相対的に多くのスペースが割かれ説明されていることか

ら、「とりまとめ」の中心的な位置をしめている。

今次発表までに5回（初回会議は2016年4月28日）の検討会が設けられたが、同会を主催する「大学スポーツの振興に関する検討会議」は、文部科学大臣（座長）、スポーツ庁長官、次長、文科省高等教育局長、同科学技術・学術政策局長といった大学政策を担当する各局長、さらに全国大学体育連合会長、熊本県知事、東大総長ら10名のメンバーによって構成されている。また、検討会議の下には「大学スポーツの振興に関する検討会議タスクフォース」が設けられ、このタスクフォースが上記〈3〉に関して6回（初回は2016年11月8日）の検討会を行っている。

日本版NCAAに描かれている構想の中には、現況の大学スポーツが歴史的に抱え込んできた未解決課題も含まれており、それらに対して文科省がなにほどの対策を講じること自体、とりたてて違和感を覚えることはない。しかし、アメリカNCAA²⁾の約1000億円（2015年）収入額の例示が象徴するように、

i 立命館大学産業社会学部教授

日本版NCAAが目指すべき政策目標の基調が大学スポーツの資金調達力の向上、さらに大学スポーツ市場の形成にあることも明らかである。「とりまとめ」に記された以下の文章は、この点を雄弁に物語っている。

「大学の運動部活動が潜在的に持つ『観る』スポーツとしての価値を高め、そこで得た収益を大学の教育、研究、施設、指導等に還元し、競技力の向上や競技スポーツ全体の価値はもとより、大学の名声をたかめる起爆剤となるような好循環を形成する。ひいては大学スポーツ市場の健全な発展を図り、我が国全体の雇用の創出、経済成長につなげる」

大学スポーツに期待された「とりまとめ」の底流にある政策基調を理解したうえで、しかし個別政策をみれば、それと論理的に対立・矛盾しかねない国民のスポーツ権ともシンクロする課題も盛り込まれており、内容全体の評価には複眼的思考が要請される。実のところ大学スポーツを含むスポーツ振興は文科省・スポーツ庁のみが重視してきたわけではない。政府、経産省、厚労省、国土交通省もスポーツあるいは隣接する諸政策を公表しており、また、スポーツの成長産業化に際しては財界の要望もなにはどか溶け込んでいよう³⁾。さらに政党では、たとえば自民党（政権）、民主党政権（当時）、共産党が今世紀に限ってみても重要政策の一つとしてスポーツ政策を提起してきた。これらはしばしば指摘される縦割り行政的側面を孕みつつも、国の基本政策を定立する中で顕在化したスポーツ政策をめぐる相補的あるいは対抗的図柄を示すものである。

文科省はなぜこの時期に大学スポーツ振興に関する提言を発表したのだろうか。この問いに応答するためには、今世紀に入り社会の様々な領域で影響を強めている新自由主義構造改革を念頭に、大学スポーツを含むスポーツ全般に関する諸政策の分析が欠かせない。なぜならば、スポーツは国家戦略に位置づけられ政府の総合政策に組み込まれているからである。したがって、大学スポーツに関しても諸政策の網の目の中で再帰的に検討せざるをえず、それゆ

え考察の焦点も交錯、重複あるいは拡散することが予測される。少考とした所以である。

多幸感に包まれた時代精神の深部にある切実な問題を開示して、スポーツ政策の座標に補助線を引きながら、今後の大学スポーツの在り方を素描的に展望してみたい。

I. 「とりまとめ」の概要—内容と性格

1. 大学スポーツに期待する基本的な考え方

ところで文科省（スポーツ庁）は、スポーツ基本法（2011年6月公布）第30条に基づいて、「とりまとめ」の基調ともいいう「第2期スポーツ基本計画」⁴⁾を2017年3月に発表している。そこでは大学スポーツ（教育課程としての体育、学問体系としてのスポーツ科学、課外活動〔部活動、サークル活動、ボランティア〕）の振興の施策目標を「我が国の大學生が持つスポーツ資源を人材輩出、経済活性化、地域貢献等に十分活用するとともに、大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築を目指す」と規定した。

「とりまとめ」の〈1〉「大学スポーツの振興に向けた基本的考え方（方針）について」では、大学スポーツ振興の理由として、大学が有するスポーツ資源の現状ならびにポテンシャルへの期待が込められる。すなわち、①スポーツ施設開放による地域住民の健康・福祉、地域社会の活性化、②スポーツの国際交流と国際貢献、③スポーツに関する学内資源＝知的資源やアスリート・指導者等の人材の最適化等が挙げられ、これらは上記施策目標に呼応したものである。とりわけ、③は社会全般がステークホルダーであるという理解のもと、スポーツを通じた社会の活性化、社会を支えるスポーツの公共的性格が重視され、こうした大学スポーツ振興を促進していくための環として、日本版NCAAを2018年度中に創設するという構想である。

ちなみに、このような社会におけるスポーツの公共的性格づけは自公政権下で開始されたものではなく、すでに民主党政権（2009年9月～2012年12月）

において「新しい公共性」を具体化する対象として、競技力の高度化（トップアスリートの育成）以上に強調されていた。すなわち、スポーツをソーシャルキャピタル（社会関係資本）の形成に貢献するものとして捉え、行政による無償の公共サービスから脱却し、地域住民の主体性と共同性を土台にしたNPO型のコミュニティースポーツクラブを育む政策である⁵⁾。人びとの支え合いと自發的協働の場としての「新しい公共性」は、その麗しい響きとは裏腹に、受益者負担や自助努力をともなうものであり、新自由主義構造改革で強要される自己責任と地続きである点に注目する必要がある。

2. 目標達成に向けた個別課題

先の基本計画では、大学スポーツ振興の具体的施策として、⑦大学スポーツ振興の機運の醸成、教職員、学生及び卒業生等の理解を醸成、大学の規模・ミッションに応じて大学における体育活動やスポーツに係る研究の充実、④大学スポーツ振興のための体制整備（大学スポーツ・アドミニストレーターの配置）、⑧学生アスリートのキャリア形成支援・学修支援、地域貢献、スポーツ教育・研究の推進、スポーツボランティアの育成、大学スポーツ振興のための資金調達力の向上への支援、⑨日本版NCAA設置の支援を挙げているが、これらは「とりまとめ」〈2〉「個別テーマの目標・達成に向けた取組について」で記された以下の個別目標と照応している。

①大学トップ層の理解の醸成、②スポーツマネジメント人材育成・部局の設置、③大学スポーツ振興のための資金調達の向上、④スポーツ教育・研究の充実や小学校・中学校・高等学校への学生派遣、⑤学生アスリートのデュアルキャリア支援、⑥スポーツボランティアの育成、⑦大学のスポーツ資源を活用した地域貢献・地域活性化

上記7点は大学スポーツのみならず現況の学校体育・スポーツ全体が抱えている課題を反映したものである。たとえば、②は大学スポーツ、とりわけ大学自治の範疇という原則において見過ごされてきた

課外活動・体育会ガバナンスの問題点を前景化し、かつ改善する意義がある。その際、大学リサーチ・アドミニストレーターのコロラリーで期待される大学スポーツ・アドミニストレーターの配置は、スポーツを通じた教育、研究、社会連携活動に関する専門性を前提としている。ちなみに、④の初等中等教育現場あるいは地域の保育所、認定こども園等との連携、⑦における障害者スポーツを含む福祉国家的なスポーツ行政との連携に際して、同アドミニストレーターの専門性が発揮されることは大学スポーツの発展にとっても望ましいことである。

もっとも、個別目標において同アドミニストレーターに期待されている力点が③であることも指摘しておかねばならない。たとえば「政府は大学経営層への積極的な情報提供等の支援を行う必要があるほか、大学においても、ソフトとハード両方の学内資源を管理・運営し、その収益を教育研究や社会貢献に循環させるシステムを構築する必要がある。この点においても、大学スポーツ・アドミニストレーターが果たす役割があると考える」と明確に語られている。要するに、目指されているのはスポーツ経営面における収益の向上であり、大学のスポーツ施設の「開放」にしても、民間資金を介した収益を生む有効活用が目指されており、そうした大学スポーツを通じた資金調達力の向上があってこそ上記の個別課題の解決が可能となるのであり、大学スポーツ・アドミニストレーターに求められる資質の中軸がスポーツブランドの統一、グッズ販売、広報戦略の立案といったスポーツ・マーケティングに関する知識にあることは疑いない。

3. 日本版NCAAの在り方をめぐって

日本版NCAA構想は民間団体として各大学の自主加盟を原則としており、「大学スポーツ全体を統括し、その発展を戦略的に推進していく組織」として期待されている。機関の役割も多岐にわたっているが、大きく2つの性格に分類できるだろう。

①学生の学修支援等に関する統括

第1は、大学そして学連等の関係組織が協調・連携するためのプラットフォーム（大学スポーツ全体の統括）としての役割である。そこでは、学生アスリートの学業環境の充実、すなわち学業とスポーツの両立、指導者、施設、プログラム等、学生アスリートを取り巻く環境の充実が期待されている。以下は高等教育機関である大学が果たすべき学生の学びと成長を促す機能である。

⑦統一的な学業成績要件の設定、学修支援の充実、デュアルキャリア支援の充実、スポーツ倫理・反ドーピング等の涵養をはじめとしたインテグリティ教育の提供といった学生アスリートの育成、⑧スポーツ活動費の支援、練習時間に係る統一的ルールの設定、大学スポーツのスケジュール（公式戦日程）管理、競技会の主催、共催、サポート、保険制度の担保と充実、安全管理・医学サポートといった学生スポーツ環境の充実、⑨ボランティア活動・地域貢献活動の統括、障害者スポーツに係る研究・技術開発、国際機関等との連携等。

こうした支援策は、大学スポーツが抱えている諸課題を克服していく上で重要である。なぜならば、学生アスリートの勉学不信と低学力、それに対する学修支援の脆弱化、カリキュラムの不在、勝利至上主義、暴力・セクハラ・パワハラ、学年歴と公式戦とのズッキング、大学スポーツマネジメント・ガバナンス機能・人格形成機能の脆弱性、学費配分のありかた（スポーツ奨学金）等は、大学におけるスポーツ強化、ひいてはレゾンデートルを揺さぶる要因となっているからである。

日本版NCAAの創設を通じて、伝統大学やスポーツの強豪大学のヘゲモニーを斥け、大学スポーツ全体の平等的ガバナンスが確立するのであれば、その点は喜ばしい⁶⁾。そもそも、大学スポーツ・学生アスリートを大学の知名度をたかめるだけの手段として利用することは大学の存在価値を自ら否定するものであり、日本版NCAAがこうした点に鋭く踏み込み、悪弊のは正にとりくむセクターとして機能する

のであれば、大学人のみならず社会から積極的な支持を得ることができるだろう。

②資金調達をめぐる戦略的統括

日本版NCAAにはしかし、第2に大学スポーツを通じた資金調達への期待が込められている。たとえば、大学スポーツの市場化の健全な発展、雇用の創出、経済発展との接合、大学スポーツ全体のプランディング、大学スポーツ全体のプロモーション、大学スポーツ市場創出に係る企業との調整、放映権、肖像権等の管理と調整、ガバナンスの強化、会計ルール等のガイドラインの整備、会計制度、法的論点等の課題整理、登録者・観戦者等の情報のデータベース化と適切な活用等である。すなわち、組織運営における安定した収入源を民間資金による運営を基本とし、多様な財源（チケット収入、放映権、物販、広告、会費徴収等）により計画を実行へ移すのである。

後に詳しく紹介するように、GDP 600兆円の枠組みでスポーツ関連市場（5兆5千億円：2012年）の拡大（15兆円：2025年）を目指す政府方針にあって、大学スポーツにはプロスポーツ市場の3割程度の市場を創出できる可能性があるとみなされている⁷⁾。日本版NCAAが大学スポーツの閉鎖性を打破する、財界における日本経団連のような統括的な役割（大学スポーツ施設の有効活用＝有料化、プロチームへの貸与⁸⁾、大学スポーツの市場化の潜在力、大学運動部員20万人のデータベース・ID化への期待、インターネットサービスを活用した競技管理、学生スポーツマンの肖像権の確保、権利運用の代行執行権等）を担い、その結果、大学スポーツの資金調達力を高め、学費によらない自主財源を確保できることが期待されるのである⁹⁾。

以上、「とりまとめ」の内容と性格について概観してきたが、大学スポーツが直面する諸課題を解決する統括的担い手として日本版NCAAの役割が重視されている。大学スポーツゆえの、大学のスポーツ振興とともに障害者スポーツの促進、地域の活性化といった大学と市民社会を架橋するような提案も

なされているが、政策の基調が大学スポーツの産業化・市場化にあることは明らかである。こうした複層性と基底性が意味することは何か。この問いに答えるためには、「とりまとめ」と関連する文科省・スポーツ庁の政策とともに、新自由主義構造改革下の政策動向にまで立ち戻る必要がある。次節において、その点を概観しておこう。

Ⅱ. 関連諸政策の動向とスポーツ環境の実情

1. スポーツ基本法の制定とスポーツ庁の設置

(1) スポーツ基本法の制定—国民のスポーツ権への期待

「とりまとめ」の冒頭の「公共的役割を担う存在としての大学スポーツの可能性」は、次のような文書から始まっている。「平成23年に制定されたスポーツ基本法では、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を果たすものとされている」。「とりまとめ」がスポーツ基本法を政策の法的根拠としている点は、大学スポーツの発展を構想するうえでも見識といえよう。

スポーツ基本法（平成23年法律第78号、2011年6月）¹⁰⁾は、東京オリンピック（1964年）を前に制定された「スポーツ振興法の全部を改正する」と謳われているように、スポーツ振興法（1961年制定）の法的制約性ならびにプロスポーツを含むスポーツ全般の実情との乖離を克服する法律として制定された。スポーツ基本法は議員立法にして両院での全会一致によって可決成立していることからも分かるように、国民のスポーツ権を重視する政党や世論の声も反映している。

たとえば、しばしば引用される「スポーツは、世界共通の人類の文化である」。あるいは「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」という前文、さらに第2条（基本理念）1項の「スポーツは、これを通じて幸福で

豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適正及び健康に応じて行うことができるようすることを旨とし、推進されなければならない」という条文は、たとえば欧州議会の「ヨーロッパ・スポーツ・フォア・オール宣言」（1975年）、ユネスコ「体育およびスポーツに関する国際憲章」（1978年）に連なる精神を含んでいるといってよい。この点は大いに強調されてしかるべきである。

スポーツ基本法では、「文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、スポーツの推進に関する基本計画を定めなくてはならない」（第9条）、また「政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るために、スポーツ振興審議会を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする」（第30条）と謳われているものの、スポーツ権の内実（権利内容）が具体的に規定されていない。理念法に基づく個別法（たとえば、「競技者保護法」、「スポーツ施設法」、「スポーツ団体法」、「競技者雇用促進法」等）が成立どころか検討すらされていない。この点は、濱野吉生がつとに強調してきたスポーツ振興法と同様の制約（条文における「努めなければならない」とする訓示的規定や「予算の範囲において」という制約）が残存しているようにみえる¹¹⁾。

しかし、前文そして条文の中に明記された国民のスポーツ権は、自由権のみならず社会権を含むスポーツの権利的性格、したがってあるべき政策展開を主張する際の重要な法的根拠となりうるものである¹²⁾。

(2) スポーツ庁の設置と性格

「とりまとめ」には、スポーツ基本法に触れた冒頭文の後段で「政府としてスポーツ政策を総合的に推進し、スポーツを通じて社会を発展させていくため」にスポーツ庁が設置されたと記されている。文

科省の外局で大学スポーツ振興、日本版NCAAの政策主体であるスポーツ庁が、「とりまとめ」で触れられることは当然といえよう。

スポーツ庁は「文部科学省設置法を一部改正する法律」に関する衆議院、参議院での可決（ともに全会一致）を経て2015年10月1日に設置された。従前の文科省スポーツ・青少年局（3課1参事官、76人）を廃止し、5課（政策課、健康スポーツ課、競技スポーツ課、国際課、オリンピック・パラリンピック課）、2参事官（地域振興担当、民間スポーツ担当）、他省庁からの出向含め121名の体制による発足である。

スポーツ行政に特化した機関の創設に関しては、古くは東京オリンピック開催（1964年）にともなう体育行政とスポーツ行政の差異認識の深まりの中で、また臨時教育審議会の答申（1987年）にも散見される。しかし、設置の実現に踏み込んだものとしては、第1次安倍内閣「教育再生会議」合同分科会（2006年）での有識者によるスポーツ省（庁）設置提案、自民党主導の私的諮問機関「スポーツ振興に関する懇談会」の報告書『『スポーツ立国』ニッポン～国家戦略としてのトップスポーツ～』（2007年）、さらに自民党政務調査会「スポーツ立国調査会」の『『スポーツ立国』ニッポンを目指して～国家戦略としてのスポーツ～』（2008年6月）が、スポーツ振興の推進体制整備の観点から新スポーツ法の制定とスポーツ省（庁）の設置を明記している。スポーツ基本法の前文にも書き込まれている「スポーツ立国」という言葉のルーツが分かるとともに¹³⁾、21世紀に入り新自由主義構造改革が昂進する中でスポーツが国家戦略として位置づけられてきた経過を読み取ることができる¹⁴⁾。

さて、スポーツ行政の縦割り的弊害を廃すべく設置されたスポーツ庁であるが、省庁権限のヘゲモニーにおける脆弱性は否めない。たとえば、スポーツ庁は省外局であるがゆえに、法律や政令案の提出及び財務大臣に対する直接の予算請求権はない。また、スポーツ行政の司令塔的役割が期待されているにも

かかわらず、国土交通省（余暇・観光・ツーリズム等）、厚生労働省（障害者スポーツ等）、外務省（スポーツ外交等）、総務省（地方自治行政等）との調整は行政力学的にみて困難が予測される¹⁵⁾。ちなみにスポーツ庁の設置に先立ち、国土交通省「社会資本整備総合交付金」制度、厚生労働省の障害者スポーツ振興事業、全国障害者スポーツ大会に係る経費（厚生労働大臣が定める）といった既得権が確保されている。加えて、前述したようにスポーツ庁そのものが他省からの出向（人材派遣）によって成り立っている事実を踏まえるならば、省庁の力関係は歴然としている¹⁶⁾。

スポーツ庁が抱え込まざるを得ない限界性を認めながらも、大学スポーツの在り方をめぐるオペレーションがスポーツ庁に委ねられていることは明らかである。「2020東京オリパラ」を経験するなかで、大学スポーツを含むスポーツ全般を司る政府機関としての力量が問われることになるだろう。

（3）第2期スポーツ振興基本計画の内容

文科省・スポーツ庁は2017年3月、第2期スポーツ基本計画（以下、「基本計画」；2017年4月～2022年3月）を公表した。「基本計画」では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」位相で捉え、国民、スポーツ団体、民間事業者、地方公共団体そして国が一体となりスポーツ立国実現が目指され、国民がスポーツを通じて「人生が変る！」「社会を変える！」「世界とつながる！」「未来を創る！」という4つの指針のもとに、数多の具体的施策（数値目標）が列挙されている。ちなみに「大学スポーツ振興」に関しては、第3章1節2項の中で簡単に触れられているが、より詳細な施策は「とりまとめ」に委ねられている。

「基本計画」はスポーツ基本法の規定を受けて策定されており、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」だという点を、スポーツ立国実現の土台にすえていることは重要である。具体的政策が記されているのは第3章（今後

5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策）で、①スポーツ参画人口の拡大と人材育成・場の充実、②スポーツを通じた強い社会の実現、③国際競技力の向上、④スポーツ価値の向上が目指されている。成人週1回のスポーツ実施率を42.5%から60%に向上させるとといった数値目標の提起、健常者と比べて障害者の実施率の低さのは是正（障害者19.2%）、学校クラブ顧問制度の在り方のは是正、スポーツに関する専門的知識を有した人材育成とキャリア形成支援、総合型スポーツクラブに対する支援、国際交流・多様性を尊重する社会の実現、フェアプレー・反ドーピング・コンプライアンスを踏まえたスポーツ価値の尊重等が挙げられている。これらはその限りで重要な課題なのだが、大学スポーツの産業化・市場化を基調とする「とりまとめ」との関係が検討されなくてはならない。

たとえばスポーツ実施率向上の基盤となるべき「スポーツ施設（スポーツに楽しむ場）の確保」に関しては、「ストックの適正化」、「スポーツ環境の持続的な確保」、「スポーツ施設に関する計画の策定」が必要とされ、具体的な施策として地方公共団体が行う施設計画の策定、学校体育施設の社会体育施設への転用、既存施設の有効活用が列挙されるものの、公共スポーツ施設の新設・拡充は語られない。それとは逆に地方公共団体等による「効果的・効率的」な施設整備、国による先進事例（IT活用等）の情報提供や技術支援等を踏まえたスポーツ施設の新改築、運営方法の見直し、コンセッションをはじめとした「PPP/PFI等の民間活力の活用¹⁷⁾」が明記され、公共スポーツ施設の「柔軟な管理運営」や施設の魅力や「収益力の向上」による持続的なスポーツ環境の確保が方向づけられている。これらは後述のスポーツ庁・経済産業省のスポーツによる成長産業化政策と同じ基調であり、スポーツ施設整備の核心はここにあると解釈するのが妥当であろう。

ところで、「基本計画」には様々な数値目標が記されているが、具体的な施策の前提となる施策目標の中にまで数値が書き込まれている箇所は限られていて

る。その点からすると、「スポーツを通じた経済・地域の活性化」の箇所は際立っている。すなわち、スポーツの成長産業化の市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円へ拡大（現状5.5兆円）すること、また、スポーツを通じた地域活性と関連し、スポーツツーリズムによるまちづくり、地域活性化の文脈で訪日外国人旅行者数が250万人程度（15年現在約138万人）、スポーツツーリズム関連消費額を3800億円（15年現在2024億円）、地域スポーツコミュニケーションの設置数を170（17年1月現在56）へ拡大することが目指されている。スポーツの成長産業化に向けた政策基調が、この点にもあらわれている。

そこで次節では、「とりまとめ」や「基本計画」と歩調を合わせていると思われる関連政策の特徴を検討しておこう。

2. 新自由主義構造改革における成長産業化とスポーツ

（1）「プロフィットセンター」としてのスポーツ

「とりまとめ」で強調された大学スポーツによる資金調達機能の向上、すなわち「大学スポーツ市場の健全な発展を図り、我が国全体の雇用の創出、経済成長につなげる」という目標は、スポーツ庁の焦眉の課題として位置づけられている。初代スポーツ庁長官に任命された鈴木大地長官は、「新たなスポーツ行政について」と題する報告（2016年12月）の中で、スポーツ庁が目指す姿として「スポーツによる経済活性化」を挙げ、「スポーツで稼いだ収益をスポーツへ再投資することを促し、スポーツ界が自律的に成長を遂げるための資金循環システムを実現する」、スポーツを「負担（コストセンター）から収益（プロフィットセンター）へ」移行させ、「スポーツ産業の潜在成長力を顕在化させ、我が国の基幹産業へ」と成熟させる、具体的にはスポーツ市場規模を5.5兆円（2015年）から15兆円（2025年）へ拡大し、スポーツ実施率を40.4%（2015年）から65%（2021年）へ向上させると提起した¹⁸⁾。

ところで、長官報告と同じ6月に政府の「日本再

「興戦略2016—これまでの成果と今後の取組」が内閣官房より公表されたが、これは安倍内閣の経済政策（アベノミクス）の第2ステージを具体化したものであり、GDP 600兆円に向けた「官民戦略プロジェクト10」が提示され、プロジェクトの一つに「スポーツの成長産業化」が挙げられている¹⁹⁾。2025年のスポーツ市場規模を15兆円と見込み、「2020東京オリンピック」以降もスポーツ産業を活性化させ、基幹産業とするという目標である。その際、スポーツの成長産業化を、①スタジアム・アリーナ改革、②スポーツコンテンツホルダーの経営力強化、新ビジネス創出の促進、③スポーツ分野の産業競争力強化とIT・健康・観光・ファッション等の融合・拡大の3つの位相に分けていく。

この点に関して敷衍すれば、①に関しては、魅力的で収益性の高い施設となるよう、施設の立地・アクセス、規模、付帯施設、サービス等、整備・運用に関するガイドラインの策定が目指されており、そこでは公共施設・商業施設等の複合的機能を兼ね備えた施設（いわゆる「スマート・ペニュー」）の設置・整備への支援措置の具体化が提起されている。要するに不採算な公共スポーツ施設を閉鎖ないし統廃合する施策であり、このことが地域（スポーツ）の活性化に繋がるのかどうか疑問視される。②に関しては、スポーツ関連団体の経営力、ガバナンスの強化に向けた経営人材育成やスポーツ資源を有する大学等の活用が明示されているところから、日本版NCAAの在り方が、この文脈で価値づけられることが予測される。

ところで、スポーツ庁は経済産業省と連名で、上記長官報告の土台を成す「スポーツ未来開拓会議」（2016年2月設置）の「中間報告」を、日本再興戦略と同じ6月に発表した²⁰⁾。そこでは「全ての国民のライフスタイルを豊かにするスポーツ産業」という基本的な考え方を踏まえ、「スポーツに対する既成概念を壊し、これまでの公的資金中心の負担の対象（コストセンター）から官民協働による収益を生みだす対象（プロフィットセンター）への転換」が

目指され、スポーツの基幹産業化に向け、日本再興戦略と同様の3つの具体的課題が提示されている²¹⁾。

①スタジアム・アリーナ改革—公共スポーツ施設の効率的・効率的運営

ここでは、公共のスポーツ施設にみられる高付加価値の無さを根拠に多機能型施設への転換が目指され、収益を最大化・多元化するスポーツ施設経営のノウハウをいかした収益モデルの創出が求められている。また民間資金の活用・公民連携の促進としてPPP/PFIの活用も奨励されている。ここで注目されるのは効率的かつ効率的なスポーツ施設整備であり、これからアリーナ（施設）の建設・運営においては官民連携による経営的視点にも基づく取組が求められ、それが新しいスポーツの価値を見出す経営手法となる。この転換はしかし、公共施設をめぐる公共による管理から民営事業者による経営への転換を意味している。

前述したように、公共スポーツ施設の在り方を大きく変える方針が、果たして地域住民のスポーツ実践に資するものであるかどうか、したがって大学スポーツに期待されていた地域連携に悪影響を及ぼさないかどうか慎重に検討すべきである。

②スポーツコンテンツホルダーの経営力強化・新ビジネスの創出

この点に関しては、高校・大学あるいは障害者スポーツ資源の活用が目指されており、大学スポーツに関してはNCAAの事例を前提に収益性を高める統括組織モデルの検討が要請されている。「とりまとめ」が、この点を受けていることはいうまでもない。障害者スポーツにおいても、すべての人に保障されるべきスポーツの社会権の文脈ではなく「自ら稼ぐ」という意識を持ち、競技団体の事業のビジネス化、経営人材の育成のほか、見て面白いスポーツとなるよう競技ルールの変更等も含めて工夫を凝らす等、ビジネスとしての発想を積極的に導入すること

により、「競技の価値を高め、一つの確立したスポーツ産業として活性化できる余地は十分にある」と断じている。障害を持つ人がスポーツに参画する事例は多く存在し、たとえば中間報告でも「視覚障害者ブラインドサッカー」の事例等を紹介し、ビジネスモデルとなりうる可能性を示唆している。障害者スポーツの新たな地平を切り開くブラインドサッカー協会等の努力を多とするものの、中間報告が不動の定点にすえているスポーツの産業化（収益モデルとしてのスポーツ）に、果たして障害をもつ人がアクセスできるのかどうか、疑問が拭えない²²⁾。

中間報告では人材育成の提言もなされ、その際、マーケティング活動、組織ガバナンス、スタジアムの運営・興業等に関する国際的視野に富む人材、スポーツを総合的にマネジメントする経営人材不足から、経営的観点からのスポーツビジネスをマネジメントする人材の育成が強調されている²³⁾。と同時に、アスリートのデュアルキャリア支援に関して、競技団体と企業とのマッチングを意図した「アスナビ」の取組等の紹介とともにアスリートのキャリア形成とコンプライアンス、スポーツインテグリティ教育（不正薬物、ドーピング問題、八百長・賭博等）の連携も触れられており、ここに知的資源の厚い大学スポーツが発揮しうる領域が存在しているだろう。加えて、アスリートサポートシステムの中には学生アスリートに対する学修支援も含まれており、これは「とりまとめ」の論点そのものである。中間報告の基調はスポーツの産業化の促進にあることは明らかだが、産業化の昂進により生じかねないリスクに対する配慮もせざるをえなかったのだろう。

③スポーツ分野の産業競争力強化とIT・健康・観光・ファッション等の融合・拡大

この点に関しては、観光・旅行とスポーツの融合（スポーツツーリズム）、食とスポーツの融合、ファッションとスポーツの融合、IT・IoT・AI・ビッグデータ・ロボティクスといった最新テクノロジーとスポーツの融合等が構想されており、これらは今後

のスポーツ・レジャー・健康産業の裾野拡大を進めるという。この点に関して、みずほ銀行産業調査部では、スポーツ産業活性の環として、スポーツ主体にメガトレンド（①グローバル市場の変化、②テクノロジーの進歩、③高齢化・少子化：社会保障対策としての健康寿命延伸、④高齢化・少子化：地域課題解決に向けたコンパクトシティー化）をかけ合わせていく視点を提起し、その解として〈a〉スポーツツーリズム、〈b〉スポーツ・メディア、新たなスポーツの創出、〈c〉ヘルスケア、〈d〉スタジアム・アリーナ、スマート・ベニューを挙げている。

大学（スポーツ）への期待との関連では、たとえばヘルスケア産業育成を通じた健康寿命延伸効果を挙げることができる。大学の知識基盤を活用した健康スポーツ及び高齢者福祉を含む社会保障制度に関する知見を動員し、健康無関心層の行動を変動させ、スポーツの裾野人口の拡大する中で社会保障費を抑制させるとともに、規制緩和と産業振興支援を通じて成長産業（ヘルスケア産業）を育成するという、一石二鳥の効果である。たとえば「健幸ポイント」（運動し、ポイントを貯めて、消費する）の導入は、公的保険外の予防関連産業の市場規模拡大の契機となることが期待されている²⁴⁾。

このような産業化構想は健康・スポーツに対する多様なニーズ（サービス選択の「自由」）を理由とした応益負担を促進させるものであり、最低限保障を謳う憲法25条との整合性は対象外となる。前述した障害者スポーツの産業化と現実との乖離問題とも関連するが、ここで描かれる施策がすべての人に向けられたスポーツ人口の裾野の拡大に寄与するのかどうか、産業化・商品化の拡大によってスポーツ参加の格差と貧困をもたらさないか、大学スポーツに関する学知への期待がある以上、真摯に検討すべきであろう²⁵⁾。

(2) 関連産業との相乗効果—成長戦略における観光・レジャー・スポーツの活用

先の政府の日本再興戦略2016には、スポーツ立国

の他にも健康立国、観光立国という用語が登場し、これらはすべて成長戦略における「官民戦略プロジェクト10」に位置づけられている。ちなみに「世界最先端の健康立国」では26兆円（2020年）、「観光立国の実現」では15兆円（2030年）の市場創出が目標とされている²⁶⁾。ここではIR（総合型リゾート）構想を含めた観光政策を軸に検討を加えたい。いうのも、国家戦略としてのスポーツの位置づけからすれば当然だが、「とりまとめ」においても地域との交流、まちおこし、スポーツツーリズムの推進等が大学スポーツとの関連で語られているからである。

①観光立国への期待

政府は「基本計画」「とりまとめ」と同じ2017年3月、「観光立国推進基本計画」を閣議決定している。当計画は観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）第10条第4項の規定に基づき国会に提出された。そこでは、基本方針として国民経済の発展、国際相互理解の推進、国民生活の安定向上、災害、事故等のリスクへの備えの4点が挙げられ、それらは国民経済の発展（すなわち観光立国に相応しい観光産業の促進）へ収斂されるという構成になっている。「世界が訪れたくなる日本」へと国際競争力を高め、観光産業を我が国の基幹産業へと発展させるために、規制緩和と民間活力を最大限活用して安定的・継続的な観光まちづくりを推進するというものである。これらは、スポーツを通じたまちづくり、スマート・ペニュー等を構想する「基本計画」や「とりまとめ」と同じ路線上にある。また大型開発、交通インフラ整備すなわち高速鉄道ネットワーク＝リニア中央新幹線・整備新幹線の整備（3兆円）、羽田空港の国際線発着枠拡大、成田空港第3滑走路整備、クルーズ船用港湾岸壁整備等が構想され、国立公園内における「上質な宿泊・滞在施設の誘致」も可能となるよう規制緩和も奨励されている²⁷⁾。ちなみに、後述する「2020東京オリンピック」の開催をめぐっては、新国立競技場をはじめとする種々の競技場、選手村の建設といった点に耳目が集まりがちだが、むしろ

通常では簡単ではない首都圏等の交通・インフラ開発がメガイベントの開催を通じて規制緩和の下に進められている点に注視する必要があろう。観光立国はこれらを扶翼するものである。

観光立国に向けての制度設計はスポーツ基本法制定とスポーツ庁創設を先取りしており、観光立国推進基本法の制定（議員立法、2006年）を受け、福田内閣において観光庁が国土交通省の外局として発足した（2008年）。民主党政権下における内需重視、観光可能な条件整備として休暇分散化、休日取得促進を経て、第2次安倍内閣のアベノミクス成長戦略（「日本再興戦略（2014年）」）の中で外国人観光客の数値目標化がなされた（2030年：3000万人）。今次計画はこの目標を上方修正（2016年約2400万、2020年4000万、2030年6000万；2020年の訪日外国人旅行消費額8兆円〔2015年約3.5兆円〕）したのである。ちなみに、今国会（2017年6月）で可決成立した「在宅宿泊事業法」（いわゆる民泊新法）は、住宅専用地でのホテル営業を可能とするもので、外国人観光客のインバウンド促進、観光立国への貢献が期待されている²⁸⁾。もっとも、「民泊通報・相談窓口」に「住民の悲鳴のような苦情が押し寄せ、一自治体では対応できない状態」となっている京都市の事例のように、違法民泊を事实上取り締まれない現実（住民トラブル）があることを看過すべきではない。

②スポーツツーリズムと総合型リゾート（IR）の促進

日本政策投資銀行は、北海道から沖縄まで10地方自治体からのヒヤリング調査結果をまとめスポーツツーリズムに関する報告書をまとめている。それによれば、スポーツツーリズムは地域資源を活用したスポーツを通じた観光地域づくりのあり方を指す概念であり、具体的にはキャンプ・合宿誘致に向けた戦略、個人・団体客誘致に向けた戦略、スポーツ大会・イベントに係る戦略から成り立つとされている²⁹⁾。また、前項の観光立国基本計画でも「スポーツの参加や観戦を目的として地域を訪れたり、地域資源とスポーツを掛け合わせた観光を楽しむ」こ

とをスポーツツーリズムと捉え、国内旅行の需要喚起と外国人旅行者の訪日促進に寄与することが期待され、その際、「2020年東京オリンピック」ならびに前後に開催されるメガスポーツイベントを契機に、合宿・キャンプの誘致とリピーター化の促進、地域スポーツコミュニケーションの設立等が構想されており、スポーツ庁・文化庁・観光庁の連携が目指されている。ちなみに「基本計画」や「とりまとめ」でも、大学スポーツとりわけ体育会やサークル等の課外活動団体のスポーツ合宿をスポーツツーリズムの視点で連関づけており、スポーツを通じた体験型観光素材の創出という点で共振している。

報告書の事例からは地方市町村の多様な取り組みや努力が読み取れ、東京一極集中の昂進の中で衰退を余儀なくされている地方自治体にとって、スポーツツーリズムが地域活性化の新たな方策として位置づけられていることが分かる。スポーツツーリズムが地域の自然や文化、人びとが織りなす多様なコミュニケーションそして地場産業を活かしながら観光資源としての付加価値を創出していくという点も、東京マネーを梃子に地方のレガシーをことごとく破壊しつくし崩壊した、かのリゾート開発の失敗を教訓化しているように思われる³⁰⁾

しかし、報告書では他方で「経営的観点から魅力ある観光地域づくりを主導的かつ持続的に推進し、新たな観光市場を創造していく組織として」の日本型DMO（Destination Management Organization）の形成も語られている。地方自治行政の観光政策を超えた役割分担、事業主体や財源負担の適正性、受益者負担原則の収益事業の実施、民間活力の導入等を骨格とするDMOが、果たして地方自治体が努力してきたスポーツツーリズムと両立しうるのかどうか吟味が必要である。

スポーツツーリズムと政策面で隣接し、しかも政府の成長産業化に強く与するのが「総合型リゾート（IR：Integrated Resort）」である。IRは「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（平成28年12月26日法律第115号、通称：カジノ解禁法）

の制定³¹⁾を受け具体的制度設計（実施法の制定）の段階にある。カジノ解禁法に関しては日本におけるギャンブル依存症の深刻さ、マネーロンダリングや反社会的勢力との結びつき等の観点から、導入に対する根深い危惧と批判が絶えない³²⁾。この点は重要問題であるに違いないが³³⁾、ここでは行論との関連で、スポーツを含む観光政策、とりわけスポーツツーリズムでも重視された訪日外国人の拡大と国内消費における成長産業化と地域活性化の観点からIRを捉えてみたい。

IR議連幹事長の岩屋毅は、カジノ解禁法の成立を受け、カジノ解禁の議論がフォーカスされIRの本質が国民に浸透していないのではないかという問い合わせに対し、「IRにはレストランホテルはもちろん、国際会議場や展示会場、テーマパークや劇場、いまで日本になかったようなエンターテイメント施設などを備える」（いわゆるMICE³⁴⁾）、「IRを目的に訪れた外国人観光客に、日本各地の観光地を周遊していただく仕組みを設ける」と返答している。またIRが観光産業のエンジンであることを念頭に、観光消費額15兆円、外国人観光客6000万という先の政府目標を踏まえ、「観光産業が自動車産業を超える日本最大の輸出産業となる」こと、多くの雇用の場も生まれるIRは世界的にもファミリー向けデスティネーションとして成長すると述べている³⁵⁾。「バラ色の未来」論である。ちなみに大阪市湾岸部の人工島・夢洲へのカジノ誘致に精力的な大阪府は、2025年大阪万博誘致の起爆剤としてIRを位置づけており、入場者約3000万人、経済波及効果1.9兆円を試算している³⁶⁾。カジノを含むIRはその性格からして大都市圏での設置が構想されているが、この文脈からすると、主として富裕層の外国人観光客を地方へ周遊させる仕組みにスポーツツーリズムも組み込まれることになる。

ところで、寺島実郎はIRを「新たな『脱・工業生産力モデル』を視野に入れた産業構造の構築」の一環として捉え、「観光立国構想のなかでのレジャー・サービス産業の『高度化＝高い収益性・生産

性』がポイントになる」と論じている。寺島が注目するのは海外のハイエンド層を呼び込む医療ツーリズムやコンベンションであり、良質な教育やサービスに関するツーリズムのコンテンツの充実である。カジノによらないIRの構想も可能だとし、そのためには多様な視点から地域固有なツーリズムの付加価値を高めるための徹底的な探求が必要であると論じている³⁷⁾。この多様なツーリズムの中にスポーツツーリズムが含まれることはいうまでもないが、IRがカジノ抜きの付加価値を担保したツーリズムの複合体で、大都市圏と地方の有機的連携が可能となる仕組みを有しているのであれば、「とりまとめ」や「基本計画」で構想されたスポーツを通じたまちづくり、地域の活性化とシンクロする可能性は増すであろう。医療・健康・教育・福祉等をテーマ化したツーリズムの探求にしても、スポーツツーリズムと同様に大学における学問研究の対象となりうるであろう。

しかし、そもそもカジノはIRの環であり、カジノ抜きのIRは収益と採算の点からしても存在しない³⁸⁾。カジノは顧客の負けによる喪失感と悔しさによって成立する究極の自己責任装置である。関西財界セミナーの「スポーツ産業の活性化」宣言（2017年2月）では、「2020東京オリパラ」と大阪万博とのリンクageが喧伝され、スポーツとレジャーを日本経済における成長産業化の柱として位置づけているが³⁹⁾、アメリカカジノ資本による日本進出戦略を踏まえれば⁴⁰⁾、大阪カジノ構想の皮算用（年間1300万人の来客、1200億円の税収増）の妥当性が検証されてしかるべきである。IRは施設内の消費完結を特徴としており、その結果、地元商店街は疲弊化し、加えて犯罪による不法収益、治安悪化をもたらす危険性・現実性に対する検討が欠落している。

③首都圏開発と「2020東京オリパラ」の位置づけ

「とりまとめ」では、「2020東京オリパラ」の開催を念頭に、スポーツの価値ならびに高潔性（インテ

グリティ）といったスポーツの社会的効用の理解、大学におけるスポーツボランティアの充実（オリンピック・レガシー）が語られている。もっとも「2020東京オリパラ」が、これまで論じてきた国家戦略としての「スポーツ立国」「観光立国」と関連づけられていること、大会開催を通じたインバウンド等の経済的波及効果や開催を契機とした官民協働の都市開発の促進が期待されていることも明らかである。ちなみに「2020東京オリパラ」招致委員会と東京都スポーツ振興局によるデータによれば、「2020東京オリパラ」は開催期間中と準備期間において、数値化可能な経済効果約3兆円、雇用誘発数15万人と見込まれている⁴¹⁾。

このメガイベントをめぐっては、スポーツ祭典の枠を超えて官民一体となったインフラ開発、ツーリズム・インバウンド拡大等の観光立国政策を通じ、「成熟都市」東京と「成熟社会」日本の魅力を国際的に広めていく戦略が存在している。首都東京をグローバルシティーに相応しく改造していくグローバルシティー構想もその一環である。たとえばメガイベントを通じた都市空間の再整備（臨海地区、品川、羽田など高速交通インフラ整備、メガインフラ、環状メガロポリス構想、スーパー・メガリージョン）、グローバルシティーのブランディング、競争力強化を目指す国家戦略特区（三菱地所による東京駅開発等）と規制緩和（東京一極集中）等が立案・実行されているが、これらは新自由主義構造改革に刻印された都市開発の性格と内実を示すものである⁴²⁾。

この点と関連し鈴木直文は、「2020東京オリパラ」を契機に生じる都市開発を、①競技会場整備、②競技会場以外の関連設備（選手村やオリンピックパーク等）、③公共部門が行う交通機関等のインフラ整備、④民間が行う住宅やホテル、商業施設などへの投資に分類したうえで、①②を大会開催に不可欠なもの、③④を付随的開発と括ったうえで、前者における経済効果の過大評価が後者の無軌道な膨張につながり、結果として都市の価値を下げる危険性を指摘する⁴³⁾。このようなメガイベントにつきものの

事態を鈴木はJ.ボイコフを援用し「祝賀資本主義」(celebration capitalism)と名づけ、都市の伝統的町並みの破壊、開発がもたらす生活者の疎外、過剰投資の3点で批判する。消費の多くが独占販売権をもつグローバル企業に占有され、イベント期間中のホテルの混雑と高騰化によるクラウディングアウトによるインバウンド効果の縮減等を対置し、「祝祭的雰囲気に水を差すことが忌避されるため歯止めがかかりにくい」構図に警鐘を鳴らす⁴⁴⁾。

ちなみに、一方で「2020東京オリンピック」に向けたスポーツ施設・インフラ整備が進められる中で、他方で都内を含む公共スポーツ施設の縮減と統廃合、老朽化が進行している。五輪会場建設とともに公共スポーツ施設の消滅はスポーツをする権利の否定を意味するが、総務省の「社会生活統計指標—都道府県の指標一」によれば、人口100万人あたりのスポーツ施設数の東京都の低位は明らかである（社会体育施設46位、陸上競技場44位、多目的運動広場47位、水泳プール46位、体育館47位）。こうした点を踏まえると「2020東京オリンピック」が東京一極集中による地方との格差とともに、スポーツ環境整備面での都内格差をもたらす可能性を否定できない。加えて「オリンピック・レガシー」の名による過剰投資のツケを、結局のところ納税者が支払うことになる危険性を注視しなくてはならない⁴⁵⁾。

このようなスポーツ政策に見られる「選択と集中」は、スポーツへ参加するための環境整備（社会権的側面）の位相で象徴的に現れる。本節の最後でその点を見ておこう。

3. スポーツの社会権的側面の脆弱化

(1) 公共スポーツ施設整備に対する冷水

今後の地域スポーツ推進体制の在り方に関する有識者会議は、「今後のスポーツ推進方策の提言」(2015年6月)を公表し、地域スポーツ推進に向けた種々のアプローチを提起した⁴⁶⁾。地域スポーツ環境（プラットフォーム）整備による住民のスポーツ参画の促進、スポーツをする場としての公共ス

ーツ施設、学校体育施設、スポーツクラブ相互の有機的・効果的な連携協働という提言は正論だが、その厳しい現実に対する处方箋が示されない点に本提言の限界がある。もっとも、提言には地域スポーツに関する基礎データ集が添付されており、そこには興味深いデータも掲載されている。たとえば、公共スポーツ施設についての要望(69.2%)のトップが「身近で利用できるよう、施設数の増加」(34.2%)となっていること、また障害者スポーツ施設の推移に関して、その8割にあたる90か所が1990年までの設置であり、2001年以降は7か所の設置に留まっている等である。これでは「有機的・効果的な連携協働」は進まない。「基本計画」でも、「身近なスポーツ活動の場である体育・スポーツ施設の減少が、国民のスポーツ活動にマイナスの影響」を与えていると評価している⁴⁷⁾。

公共スポーツ施設を含む公共施設の「整備」をめぐっては、総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の影響を指摘しておかなくてはならない。そこでは「公共施設等の更新等費用は、将来的に増加が見込まれ、財政面では一段と厳しい運営が余儀なくされる」という基本認識のもと、「最適化」「適正化計画」「再生計画」の名のもとに事実上のスクラップ化が進行していることである。具体的にはスポーツ施設、公民館、保育園等の見直しに際し、自治体財政における公共施設の維持管理費構成比2あるいは3割のところをターゲットに公共施設を拠点都市に統廃合し、周辺部を斬り捨てる「集約化」が目指されている⁴⁸⁾。また、上述したように公共施設等の整備に関しては、PPP/PFIの活用等、民間企業などが持っている資金、ノウハウの活用が目指されている。この方針の下では、公共スポーツ施設の老朽化対策・障害者スポーツ対策、ましてや新たな建設などは政策から外されることにならざるをえない⁴⁹⁾。全国22万2533カ所の体育・スポーツ施設の約3分の2が小・中・高・大学などの学校施設、約4分の1が公共スポーツ施設(2008年)であることを理由に、「わが国では学校と税金で建

設された公共スポーツ施設が大半であり、それらがスポーツビジネスを推進するような物理的構造、経営形態を有していない場合、スポーツビジネスの拡大はむづかしいということになる」⁵⁰⁾ という、公共スポーツ施設の存在を難じるような意見が出されても不思議ではない。

このような不採算部門の公共スポーツ施設に対する冷遇は事実によって証明される。文科省「体育・スポーツ施設現況状況」(2008年)によれば、1996年から2008年までの12年間で1万1796カ所(年平均1000カ所)の公共スポーツ施設(体育館746、運動場869、プール1148、テニス場1763、野球場1177)が閉鎖されており⁵¹⁾、また公共スポーツ施設の老朽化も深刻で、1960年代の高度成長期に建設され50年経過している施設が公共スポーツ施設の19% (2014年段階)、2023年には36%になると試算されている⁵²⁾。耐震化予算も年間約10億円で40件程度しか対応できず(2014年)、この点は避難施設としての機能をもつ公共スポーツ施設にとっての桎梏となっている。加えて、地方財政における体育・スポーツ施設費に至っては1995年の約1兆円をピークに2007年度に約4800億と半減、2014年度は約6000億円と微増しているが、いずれにせよ、厳しい実態に変りない。

このため受益者負担主義が徹底される。たとえば先の総務省の指針から少子高齢化の進展への対応に基づく算定法の明確化が要請されるとともに、企業会計的考えに基づき施設の運営経費から1時間あたりの「原価」や将来の人口減少を根拠に施設ごとに単位面積あたりの「原価」が算出され、人口に応じて総面積を決めるといった具体策までなされている。前述したように、東京都では公共スポーツ施設の実情は寒々しいもので2000年以降でも55施設が消滅し、また市町村合併(1999年約3200から2010年1700台)した地方都市でも、たとえば浜松市では2009年度に小学校など11施設、2010年度に天竜区郷土保存館など30施設、2011年度に天竜区度野外運動場など14施設、2012年度に住宅団地など16施設、2013年度に天竜区障害者体育館など18施設、2014年度に84施設が

整理された。これらの事例から公共(スポーツ)施設に対する行政による容赦ない攻撃をみることができるだろう。

(2) 障害者スポーツの困難

「とりまとめ」や「基本計画」では障害者スポーツの発展が共生社会の実現において重視されており、「2020東京オリンピック」がそれを後押しすることが期待されている。

ところが、障害者スポーツへの公的支援は公共スポーツ施設と同様、冷遇されている。文科省の障害者スポーツ関連予算10.9億円(2014年度)はスポーツ総予算の4.2%にすぎない。長田菜美子は一般社団法人日本パラリンピアンズ協会の「パラリンピック選手の競技環境—その意識と実態調査報告書」(2016年)等をもとに、障害者スポーツが抱える厳しい実態にメスを入れている。たとえば「競技活動を行う上で苦労していること」の第1位が費用、第2位コーチ・指導者の不足、第3位練習場へ通うのが大変にあり、活動資金に悩む選手が6割に上っている。その結果、選手の平均自己負担は年間144万円(6割以上が年間100万円以上負担)に上り、仕事と競技の両立や用具費用の捻出(レーサー50万円、競技用義足100万円)に苦慮しているのが実情である。日本障がい者スポーツ協会はリオ・パラリンピックでの中国、英国、ウクライナ等の成果を念頭に、東京大会での金メダル獲得の数値目標(7位)を掲げているが、目標の是非はともかく、競技者が抱えているリアルな実態を克服しない限り、目標は画餅に帰すことになるだろう⁵³⁾。

パラリンピアンがしばしば口にするのは、障害を持つ人のスポーツへのアクセスが日本では容易ではない現実である。障害者スポーツ施設(障害者スポーツ専用、障害者優先)は全国で114か所(47都道府県と政令指定都市合わせて、それぞれ1か所程度)にすぎず、バリアブルの影響もあり体育馆を使用させてもらえない(車いすで傷つく等)事例が後を絶たず、加えてバリアフリー化した更衣室、トイレ、

エレベーター等への配慮も僅かだという。その結果、障害を理由にスポーツ施設の利用を断られた、あるいは条件付きでしか認められなかった経験を持つ選手は2割にのぼっている。また指導者不足も深刻で、たとえば国際大会に出場できる選手を育てられる伴走者は国内20名足らずしかおらず、教員養成課程の中に障害者スポーツに関する科目も必修化されていない。「2020東京オリンピック」を契機にパラリンピックへの注目度が高まっているが、障害者が置かれている具体的困難の克服、そしてスポーツ環境の整備がなされなければ、19.2%という障害者のスポーツ実施率（成人で週1回）の向上は望めないだろう。

ところで、パラリンピックが障害者スポーツの祭典であることは確かだが、その全てではない。今年（2017年）7月、聴覚障害者のスポーツの祭典である「第23回デフリンピック夏季大会」がトルコ・サムスンで開催され（97カ国・地域約3000人参加）、日本からも109人の選手が参加し27個のメダルを獲得している。ちなみに、パラリンピックには聴覚障害者用の種目はない。そうした中で「パラリンピックは、一部の活躍する障害者選手と一般の障害者の間に溝を作ってしまう」、「パラリンピックとデフレンピックでは、一部の選手の活躍に目が行きがち」だという積年の宿痾とも形容すべき選手の眼差しは、障害者スポーツが抱えている具体的困難を顧みることなく、「感動」のみを動員しようとするメディアや世論の偏見を照らす光となっている⁵⁴⁾。

以上のようなスポーツそして関連する諸政策の内容と現実のスポーツ実態を踏まえ、次章では大学スポーツの在り方をめぐり再帰的に検討を加えておこう。

III. 大学スポーツのゆくえ

1. アメリカ NCAA は成功モデルたりえるか

日本版 NCAA に期待される事柄、具体的項目に關

しては I—3 で論じたとおりである。大学スポーツはビジネスチャンスという理解の根底にアメリカ NCAA の成功イメージがあることはいうまでもない。そもそも、その成功イメージには根拠がともなっているのだろうか。この点を丁寧に吟味する必要がある。

アメリカ経済学者である宮田由紀夫はアメリカ NCAA を大学間カルテルと捉え、反トラスト法の経済学の研究対象とする。その際、宮田は売り手カルテルと買い手カルテルとして NCAA を分析、前者に関して NCAA が放映権の窓口として個別大学や他のアマチュア団体と戦い、あるいはプロ組織と共存を図りながら独占的地位（放映権料の収益）を築いてきたとし、後者に関しては有名選手をスポーツ奨学金等により抱え込むことで、ここでも NCAA はプロチームと共存を図り、高校生が直接プロへ行く経路を制約（アメフトは高校卒業後3年間、バスケットボールは1年間プロへ行くことができない）してきたと論じている⁵⁵⁾。

この点と関連し、川井圭司によれば、近年大学は稼ぐが選手は無報酬という NCAA のビジネスモデルは破綻しているという。アメリカにおける伝統的な大学スポーツアマチュア規程は、レーガノミクスとロス五輪（1984年）による競争原理と新自由主義経済の昂進により形骸化し、大学スポーツのビジネス化と放映権料高騰化にともない強豪大学間の学生選手のパイの奪い合いが激化した。そして近年、学生選手は「労働者」であり（たとえば、全国労働関係局シカゴ支部；2014年3月）、NCAA のアマチュア規程は反トラスト法違反（たとえば、連邦地方裁判所；2014年8月）という判決が出され、加えて学生選手の肖像権の不正利用に関する損害賠償請求集団訴訟もなされる中で、学生選手に対する報酬が一定の歯止めがかかりながらも容認された。アマチュア規程の違法性（学生スポーツ選手たる「労働者」の搾取禁止）は確定したという（連邦最高裁判決；2016年10月）⁵⁶⁾。学生スポーツの興業化の「成功」が逆説的に NCAA ビジネスマodelの違法性を際立

たせている。

また、大学スポーツで得た収益を大学の教育、研究、施設、指導等に還元し、競技力の向上や競技スポーツ全体の価値はもとより、大学の名声をたかめる起爆剤となるような好循環を形成するという見通しも、アメリカのNCAAをモデルとしているが、そもそもNCAAではトップ水準のディビジョンⅠ加盟大学を含め独立採算で成り立っておらず、ディビジョンⅡに至っては大学スポーツの収入項目の62%（私立79%）を大学本体からの支援（すなわち学費）で賄っている⁵⁷⁾。

スポーツ学生の入学や学修支援に目を転じるとアメリカNCAAの実態の深刻さが、より鮮明に浮かび上がってくる。NCAAが設定したルール違反となる入学時の親への裏金や便宜供与、プロ入りの際に代理人契約を結んで欲しいエージェントと有望選手との接触等であり、また学生としての本分の形骸化である。NCAAは選手に対し試合出場できる学力基準を設けているが、学力基準に様々な抜け穴が設けられ、大学による学業支援の家庭教師の配置、スポーツ選手用の「特別科目（楽勝科目）」の開講、さらに試験リポートの代筆まで行っている大学も存在している。「NCAAは本来、不正を正し改革の旗手となるべきだが……大学スポーツの商業化とスポーツ学生の搾取における共犯者だという声もある」という批判がなされても当然であろう⁵⁸⁾。果たしてこれで日本の大学スポーツのモデルと断言できるだろうか⁵⁹⁾。

NCAAが歴史を経て構築してきた大学スポーツ統括組織として活動の中には、上記の厳しい現実と非対称の事例、そしてアメリカの個々の大学が学生選手に学生の本分を重視させ、正課授業での真摯な学びを要請し、成果を挙げている事例もあるだろう⁶⁰⁾。しかし、スポーツ庁をはじめ産官学一体となって日本版NCAAの設置に向け、いささか前のめりになっている昨今、宮田と川井の論文等から浮き彫りになった事実、すなわち大学スポーツにおける教育機関たる本質とスポーツの市場化の自己矛盾を

しっかりと把握し、それらを他山の石として検証し、克服する努力も必要であるように思われる。

2. 大学スポーツの変革にむけて

産業化・市場化の要請に規定され行政と向き合う大学スポーツの在り方を、いかに構想したらよいのだろうか。国民のスポーツ権の実現を展望すれば、この問い合わせへの応答のためには大学スポーツと市場ならびに国家との関係を、あらためて把握しておかなくてはならない。

この点と関連し、井上達夫の公共性論は示唆的である。井上は従前の公共性論を「領域の公共性」、「主体の公共性」、「手続き（プロセス）の公共性」そして「理由の公共性」による4つの応答として整理し、「理由の公共性」における公共的理由の探究の重要性を語る。領域の区分（国家・市場：悪玉vs市民社会：善玉の二元論）、市民運動主体が陥りやすい疑似公共性（特殊権益、排他的・独善的連帯感）の罠、公共的プロセスをもって公共的理由が僭称される陥穰等を踏まえ、公共的理由における普遍的規制理念としての「正義」を強調する⁶¹⁾。大学スポーツあるいはスポーツの公共性に関する論理にありがちな落とし穴は、システムと対峙した生活世界の領域での主体による民主的熟議を重視するあまり、公共性の根拠と理由が明示されないことである。井上の論理は自明視された規範や知を内破し、狭隘化した自我の殻から私を脱皮させる論理として一貫しているが、大学スポーツに関しても領域、主体、プロセスへの過剰な評価を廃し、市場、国家そして知的共同体としての大学にも生じうる病理を踏まえた、多元的均衡化の在り方が問われなくてはならない⁶²⁾。この点について、やや詳しく検討しておこう。

第1に、資本の経済権力としての市場の専制にともなう病理である。「とりまとめ」の基調が大学スポーツの市場形成にある以上、市場原理に沿った大学スポーツの画一化・平準化の昂進は避けられない。対価さえ支払えば煩わしい国家（あるいは大学）の

干渉を廃してスポーツ・サービスの便益と自由な消費を可能にする市場メカニズムは、同時に病理をも引き起こす。プロフィットセンターとしてのスポーツはPPP/PFIの活用等を通じて収益を高めるかもしれないが、消費選択の自由からこぼれ落ちた人びとのスポーツ実践の存立基盤は衰弱の一途をたどる他ない。市場原理からすれば、その分の応益負担さえすれば消費の自由は「保障」される。しかし、それは社会権を素通りした冷たい自己責任の論理である。「とりまとめ」には障害者スポーツの発展に向けた大学の貢献も描かれているが、障害をもつ人びとが直面している厳しい生活・労働実態を踏まえれば、また障害者スポーツ環境の脆弱性を踏まえれば、スポーツ実施条件の縮減は明らかである。

このような市場の病理に対しては、市場の秩序を民主的にコントロールし社会保障を充実させる福祉国家（法治国家）の権限と機能の強化が必要である。その際、応能負担原則に基づく財やサービスの再配分の徹底は不可欠であり、それはスポーツ基本法で謳われている国民のスポーツ権の具現化の条件となる。また、知的共同体としての大学が、何よりも学生に対する平等の観点で施策を講じることが必要であり、加えて知の創造拠点であるがゆえに、市場の要請にすばやく順応するのではなく、スポーツをめぐる批判的自律性に裏打ちされた大学スポーツの在り方を構想しなくてはならない。

第2に、国家の専制による病理である。この点に関しては、戦前文部省から発令された「野球ノ統制並施行ニ関スル件」（いわゆる「野球統制令」1932年）をめぐる歴史評価が参考されうる。今日の大学スポーツの病理とも通底する応援、競技日程、学生選手の授業学生選手のプロ化や金品授受の禁止等を事細かく規定した統制令の特徴を、加賀秀雄は「自治と自由を基調として展開してきた学生スポーツに対する文部行政による権力的規制」と結論づけた⁶³⁾。野球統制令の歴史的評価の確定は本少考の範囲を超えるが、こうした国家権力への集権化と知的共同体の吸収ないし解体の危機は常に存在す

る⁶⁴⁾。

このような国家の行政的集権化に対しては、イデオロギー性を問わない市場の原理が大学における思想や諸実践の自由市場を活性化させ、国家権力の專制に対する保護膜となる可能性をもつだろう。しかし、より重要な点は、知的共同体としての大学が批判的に吟味しうる論理を自己の内に確立し、状況を能動的に変革しうる主体となることである。前述したスポーツ未来開拓会議の中間報告に描かれた基本的考え方（コストセンターからプロフィットセンターへ）にしても、市場化の大合唱に翻弄されるのではなく、学問的・政治的自由を陶冶する観点から大学スポーツの在り方を構想すべきである。

第3に、知的共同体としての大学から生まれる病理である。大学（あるいは大学間組織）の内部秩序の維持が、時としてその構成員に対しインフォーマルな社会的制圧を無制限に行使し、集団の特殊利益を自己の既得権として強固に主張する根拠となっている点、また適切な法の支配や公正な市場ルールも及ばない社会的専制の聖域に転化する事態である。前述したアメリカNCAAの学生選手の搾取とスポーツの私物化、学生に対する学習権の侵害といった事例はそれを物語るものだが、日本の大学スポーツ界においても、一部大学スポーツに見られる暴力・ハラスメントの隠蔽は論外として、かの野球統制令で指摘された競技日程の組み方、学生選手の授業軽視、学生選手の勧誘等の問題は存在している。学生選手がエリート意識の倨傲に走り、スポーツの特権的享受、勝利至上主義と帰属集団に対する独善的代表意識のもと、「学校資本主義の一機構としてマネキン的役割⁶⁵⁾」を果たしていた時代において、大学が自治機能を活かし、これら悪弊を自浄能力によって解決できなかったことを根拠に、統制すなわち国家介入がなされた事實を忘れてはならない⁶⁶⁾。

自集団の特殊利益の排他的追求を内部倫理として神聖化する事態は、個別大学の範囲を超えた学連等の組織運営にも該当する。こうした自己の主権的全能化がもたらす病理の深因を探ることなく、時流に

乗り遅れまいと日本版 NCAA の創設にしがみついてみても、利益集団としての閉鎖的共同体の貪欲から逃れることにはならない。日本版 NCAA は行き過ぎた市場競争、及び大学や競技団体の談合的エゴと因習の鉄鎖に対し、自由と公正を担保するカウンター・バランスとしての機能を果たすべきである。学習権の保障の観点から学生選手の学びと成長を促し⁶⁷⁾、スポーツ基本法におけるスポーツ権の精神に依拠したスポーツ研究の社会還元といった包括的射程を持つことができれば、市場、国家、共同体それぞれの病理を相互抑制的、多元的均衡化の中で克服する司令塔となるであろう。

「スポーツ立国」に向けた成長産業化言説の繁茂を前にして、教育研究機関たる大学に課せられた使命と役割は、教育と研究の公理に照らしたスポーツの価値づけであり、ここに大学スポーツ活性化の核心がなくてはならない。

おわりに

スポーツ庁が「基本計画」の中で中学生のスポーツ嫌いを5年かけて半減させる計画を打ち出したことに対し、ある大学生から「スポーツ嫌いでいてはならない、と国から言われているように感じた」、「『好き』とか『嫌い』というのは個人の感情の一つであるはず」で、「この計画は個人の価値観を国家が奪うことになるのではないだろうか」という投稿が寄せられた⁶⁸⁾。この投稿は「スポーツを拒否する自由を認めないのか」といった異議申し立てとも共振するが、本稿の文脈で敷衍すれば、自発的なスポーツに対する国家・行政の関与の問題といえるだろう。

この投稿の底流には市民権的自由権と連なる人権論の特徴が垣間見られる。国家権力に対抗し屹立する自律した個人を育成する見地から、上から保護されることの物質的豊かさではなく、自己決定、自由と自立性を支援する思想である⁶⁹⁾。端的にいえば、スポーツ基本法の理念であるスポーツ権に則り、国

家あるいは地方行政機関がスポーツを政策化することにより、むしろ自由が抑圧されるのではないかという疑惑である。ここには遊びにみられる「合理性を拒否する」特徴への着眼、つまり遊びを勝ち負けや理性の中に閉じ込め計画化してはならないというプレイ論的解釈⁷⁰⁾、ならびに現代日本に潜行する独特の公私観念への危機意識があるように思われる。こうした疑惑は、権威主義的国家権力とのパータナルな関係の克服等の面で傾聴すべき論点もあり、「とりまとめ」や「基本計画」を複眼的・批判的に検討してきた本少考の課題認識ともある部分で結節している。

しかし、人権をもっぱら自由権に限定した結果、国家が介入すべき領域、たとえば給付行政、福祉における国家権力の恣意性が放置され、この領域での権力規制手段も放棄されている事実を見逃すわけにはいかない。それゆえ、スポーツ基本法の限界性を踏まえつつも、その法理とりわけスポーツ権が有すべき社会権的側面の今日的意義を改めて強調しておかなくてはならない。なぜならば、新自由主義構造改革の影響と病理が社会の隅々にまで浸潤している現況にあって、市場競争を通じた馴化、すなわち国民生活における自己責任原則に楔を打ち込むうえで、法治国家による平等性に依拠した新たな福祉国家的施策の徹底が不可欠となるからである。国家に対する適切な保護を請求する権利は、国家への服従や依存による危機の弥縫、ましてや自立の破壊を意味しない⁷¹⁾。逆に個の自立性を強調するあまり新自由主義の罠に嵌りかねない点こそ注視すべきであろう。すでに論じたように国家、市場そして共同体には專制と病理の機制が潜んでいるのであり、それらを相互抑制的に多元的均衡の中で克服していくことが必要となる。スポーツ基本法に謳われたスポーツ権の平等主義的理念は、市場秩序に刻印されたスポーツの拡張を前に、障害者スポーツをはじめ沈黙を余儀なくされている人びと（主権者）の正当なスポーツ要求を実現させるための制度的根拠となるであろう。

この点と関連し、そもそも大学でスポーツ市場を

形成する理由は何か。日本版NCAAを設置し、その収益によって学生スポーツを支援するという好循環のシナリオの背後には、財政面において厳しい大学の現実がある。加えて高等教育費における家計負担率がOECDの中で群を抜いて高い（＝公的負担率の低い）日本では、高学費と脆弱な「奨学金」（事実上の教育ローン）政策の下、自助努力によって学費と生活費を工面する以外に道はなく、大学で学ぶこと自体が困難になっている。要するに、大学スポーツに参画すべき学生の学習権の基盤が揺らいでいるのである。本少考では日本の高等教育政策を含む大学論が考察されておらず、この点に関しては別稿で論じてみたい。

注

- 1) 当文書は前年2016年8月に出された中間報告（最終とりまとめと同じタイトル）を構成ならびに内容面で踏まえたものである。なお、以下、本稿で紹介する最終とりまとめに関しては、文科省〔2017〕からの引用である。
- 2) アメリカのNCAAは1906年設立の非営利団体であり、ディビジョンⅠ（347校）、ディビジョンⅡ（309校）、ディビジョンⅢ（442校）、98のカンファレンス（6～12程度の大学）で構成されている。
- 3) 日本経済団体連合会は、2015年に『「豊かで活力ある日本」の再生—Innovation & Globalization—』を発表し、3つの総合課題（目指すべき国家像の実現に向けた課題）の中の1つに東京オリンピック・パラリンピックの成功を挙げている。日本経済団体連合会〔2015, 26-31〕。なお、スポーツの産業化の特質に関しては、山下〔1989〕を参照。
- 4) 文部科学省（スポーツ庁）〔2017〕。
- 5) 文部科学省〔2010〕。
- 6) 友添〔2017, 8-18〕を参照。玉木は箱根駅伝等にみられる伝統校やスポーツを手段化している大学にとって、日本版NCAAのような統括組織を受け入れる可能性は低いとみる。なぜならば、これら大学にとってはスポーツの価値よりも大学の価値の方が勝っているからだと。玉木〔2017, 101-108〕。
- 7) スポーツ庁・経済産業省〔2016, 7-8〕。
- 8) すでに青山学院大学は渋谷区とも連携し、プロバスケットボールBリーグ日立サンロッカーズのホームとして青山記念体育馆を使用することを合意している。
- 9) ちなみに、アメリカのNCAA所属大学のスポーツ活動による収入ランキング（2014～15年シーズン）によれば、1位テキサス農工大約201億円、2位テキサス大約192億、3位オハイオ州立大約175億円となっている。「大学スポーツをビジネスに」『朝日新聞』2016年6月23日付。
- 10) 日本スポーツ法学会〔2011〕を参照。
- 11) 濱野吉生は、スポーツ振興法における法的限界、すなわち条文にあるプログラム（訓示的あるいは訓令的）規程による不法行為の法的根拠（政府の無作為のともなう行政訴訟の法的根拠）の脆弱性を指摘し、スポーツ振興法は抜本的に改正されるか、あるいは新法を制定する必要性を語っている。濱野〔1983, 48-49〕。
- 12) スポーツ庁の設置を全会一致で可決した衆議院文部科学委員会（189-衆-文部科学委員会-5号、2015年4月7日）における宮本岳志委員と下村博文文科相（当時）との質疑応答は、この点を物語るものである。

宮本（岳）委員：そもそもこのスポーツ基本法は、前文で「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なもの」である、と規定しております。そこで大臣に確認をしたいんですが、国のスポーツ行政は、ユネスコ国際憲章、日本国憲法、スポーツ基本法にある、誰もがスポーツを享受する権利、スポーツ権の実現に努めることであり、スポーツ庁が実現すべき最も重要な役割は当然その実現にあると私は考えますけれども、大臣、よろしいでしょうか。

下村國務大臣：ご指摘のように、スポーツ基本法の前文においては、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であると宣言しており、スポーツを国民の権利として捉えられているわけであります。文科省としては、スポーツ基本法のこの理念にのっとり、全ての人が生涯にわたってその関心や適性に応じてスポーツに親しむことのできる社会を実現すること

- が重要であると考えております。このため、地域におけるスポーツ環境の整備等に取り組んでいきたいと考えております。
- 13) 自民党・スポーツ立国調査会〔2008〕は、麻生太郎を会長にすえた調査会による報告書であり、全16回の会議を経て発表された。毎月数回のペースで開催（初回は2007年10月）された会議には、それぞれJOC会長、トップアスリート、学校体育・地域スポーツ関係者、パラリンピック・障害者スポーツ関係者、日本経団連企業、スポーツ産業関係者、東京都知事らが招聘されている。
- 14) 「センターポールに日の丸を掲げるために」で書き始められる同報告書は、とりわけ競技力向上に国を挙げて取り組む戦略を強調する。「日本人選手の活躍」「日本国民であることを強く自覚し、誇りに感じる」「強い国づくりに大きく貢献する国際競技大会での成果」あるいは「活力」「活力ある社会」という用語は、この点を象徴するものである。「スポーツを国の元気を生み出す源泉と位置付け」る報告書は、新自由主義構造改革の昂進の中で疲弊し、格差と貧困が拡大している日本社会の現状を映しだしている。新自由主義はレッセフェール的な無政府主義とは異なる「強い国家」を必要としているのであり、「強い国家」に属する実感は現実の労働と生活面での困難から己を「自立」させるための環である。
- 15) この点に関しては、鈴木和幸〔2015, 16-19〕を参照。スポーツ庁の権限の限界性に関しては、膝元の文科省の説明からも裏づけられる。たとえば、文科省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課専門官の田中佑一は、スポーツ庁設置は、経産省が所管するスポーツ産業振興等、文科省以外のスポーツ関連施策を切り離して集めようとするものではなく、他省の政策の具体化は引き続き当該省によって担われることを前提としていると解説している。田中〔2015, 8〕。
- 16) 「権限なき司令塔」『朝日新聞』2015年10月2日付。
- 17) PPP (Public Private Partnership)/PFI (Private Finance Initiative) は官民連携の様々なスキームを指す制度であり、特に地方公共団体の財政負担の平準化と施設等の効率的・効果的整備を行うこ

- と狙いとしている。2011年のPFI法改正により、コンセッション方式が導入され、施設の独立採算方式のもと、施設運営と所有において民間事業者の権限が拡大している。このスキームにおいて不採算の公共（スポーツ）施設は存在しない。足立〔2014, 32-34〕。
- 18) スポーツ庁〔2016〕。
- 19) 内閣官房〔2016〕。
- 20) スポーツ庁・経済産業省〔2016〕。
- 21) 日本再興戦略は中間報告の内容を組み入れたものと思われる。
- 22) 中間報告の以下の文章は、この点を傍証するものである。「障害児・者が学校や地域におけるスポーツ活動に参加できる機会は十分ではなく、継続的にスポーツ活動を実施できる環境は整っていない状況にある。このため、障害児・者が安心して安全にスポーツができる場として特別支援学校等を有効活用するなど、地域における障害者スポーツの拠点づくりを一層進める必要がある。」同じ中間報告の文書とは思えないトーンである。
- 23) その際、Jリーグ「JHC (J.LEAGUE HUMAN CAPITAL)」と立命館大学との連携講座、スポーツを通じた国際貢献事業「スポーツ・フォー・トウモロー」の一環としての筑波大学「つくば国際アカデミー (TIAS)」によるスポーツマネジメント人材育成が先駆的実践として評価されている。
- 24) みずほ銀行産業調査部〔2016〕を参照。
- 25) 中西新太郎は、社会における関係資源の市场化・商品化にともなう問題を鋭い視点から批判的に考察している。中西〔2005, 1-45〕。
- 26) 内閣府〔2016〕。
- 27) 開議決定〔2017〕。
- 28) 民泊仲介業者、不動産業者などがいっせいに「新たなビジネスチャンス」として動きだし、インターネットサービスを展開するIT企業が仲介サイトの新設を発表、大手金融機関も民泊支援を打ち出し、家電メーカーも「民泊リフォーム事業」に乗り出している事態が生まれている。
- 29) 日本政策投資銀行〔2015〕。
- 30) この点に関しては有賀〔1991〕を参照。なお、1990年前後のバブル期のリゾート開発ブームによる傷痕は、いまだに克服されていない。たとえば

- 越後湯沢駅近くの地価はバブル期の10分の1にまで下落し不動産の「負動産化」が生じている。「売値「マイナス価格」—リゾート地バブル一転」『朝日新聞』2017年8月12日付。
- 31) 本法律の制定過程において、内閣官房の中にプロジェクトチームが結成されている。そこには、内閣府、財務省、経済産業省、総務省、法務省、国土交通省、厚生労働省、金融庁、警察庁の9つの府省庁で構成されている。IRがいかに幅広い法整備必要とする事業であるかを物語るものである。月刊レジャー産業資料編集部〔2014, 34〕。
- 32) 民間賭博＝ギャンブル依存症（射幸心をそそられるおそれのある遊技：政府答弁書）の深刻化（日本は536万人：成人の4.8%（諸外国1～2%）、競馬競輪は開催日があるがカジノは365日24時間）。法務省の定める「公営ギャンブル」（公益団体の運営、収益の公的的利用化）、「法令に基づく行為は罰しない」（刑法）、法務省の定める8要件（2013）：①目的の公共性、②運営主体等の性格、③収益の扱い、④射幸心の程度、⑤運営主体の廉潔性、⑥運営主体への公的監督、⑦運営主体の財政的健全性、⑧副次的弊害の防止との差異。たとえば、競馬であれば、「畜産の振興」「地方財政の改善」という目的があり政府全額出資の日本中央競馬会（JRA）が自治体のみの運営で、収益の一部は国庫、自治体に入ることになっている。すなわち「競馬法」「自転車競技法」「モータボート競技法」「小型自動車競技法」との異質が際立っている。『朝日新聞』2017年2月16日付。
- 33) カジノの問題点に関しては、市井〔2015, 39-52〕。
- 34) MICEとはMeeting（会議・研修・セミナー）、Incentive tour（報奨・招待旅行）、ConventionおよびConference（大会・学会・国際会議）、Exhibition（展示会・見本市）の頭文字を並べた造語である。
- 35) 岩屋〔2017, 34-35〕。
- 36) 大阪万博テーマ：「いのち輝く未来社会のデザイン」（Designing Future Society for Our Lives：「世界における未来社会の実験場」「新たな発想で社会・経済制度をデザインする」）『朝日新聞』2017年3月14日付。ちなみに、政府の特定複合観光施設区域整備推進本部（本部長：安倍首相）は、

- カジノ実施法案に関する「説明・公聴会」遊説の際、IRに込められた特徴を押し出している。①世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立、②滞在型観光モデルの確立、③世界に向けた日本の魅力発信を実現する「公共政策」、「新しい公益」を生む。
- 37) 寺島〔2014, 42-45〕。
- 38) 鳥畠与一によれば、シンガポールのカジノでは「面積の5%に満たないカジノがIR収益の8割近くを稼いで」おり、また「100億ドルのIR投資を数年で回収し、かつ高水準の収益率を達成しようとすれば、年間1兆円近いカジノ収益が必要」であり、「それは毎年10万円負ける客を1000万人必要とする収益規模である」と述べている。鳥畠〔2015, 22-23〕。
- 39) 「スポーツ産業活性化を」『朝日新聞』2017年2月17日付。
- 40) 日本はアジア最大のフロンティア、カジノ規模はシンガポールを抜きマカオに迫る、23兆円規模のパチンコ市場の存在が日本にカジノを受け入れる潜在力となる。マカオ賭博収益の減速（中国習政権による取り締り強化）の影響。「米カジノ日本に賭ける」『朝日新聞』2017年4月26日付。
- 41) 月刊レジャー産業資料編集部〔2014, 22-23〕。
- 42) ちなみに、グローバルシティ構想と関連し、21世紀に入り注目されてきたのが国土交通省の「コンパクトシティー」構想である。本構想はEUをモデルとして地方創成の一環として位置づけられているが、実際には人口減少、少子高齢化、赤字財政等に苦しむ地方都市に対して、国の基準に照らし効率化による自助努力・自己責任を求めている。地方自治体独自の教育・医療・福祉行政の後退は避けられない。この点に関しては福村〔2017, 77-93〕。
- 43) 鈴木直文〔2015, 2-11〕。
- 44) これと類似したカテゴリーとして「災害資本主義」を挙げることができる。これは、ミルトン・フリードマンらシカゴ学派によるエマージェンシーポリティクスにおける災害（利用型）資本主義を指す概念である。安倍首相の「アンダーコントロール」発言に象徴されているように、「2020東京オリンピック」は両者を架橋している。この点に関しては塚原〔2016, 26-38〕。

- 45) リオ五輪では早速、ツケ問題が浮上している。カリオカアリーナ1, 2, 3の整備費約528億5千万円、水泳競技場同約68億円、テニスセンター同約64億円、選手村同約916億円等である。「リオ実らぬレガシー」『朝日新聞』2017年5月21日付。なお、日本学術会議は新国立競技場の整備見直し求める提言（日本学術会議「神宮外苑の歴史を踏まえた新国立競技場整備への提言」）を発表している（2017年2月）。そこでは、①「本物の杜」の創出＝立体都市公園制度の廃止、②渋谷川の清流復活、③再生会議と募金の創設が要請されている。「新競技場の欠けたもの」『朝日新聞』2017年2月21日付。
- 46) 今後の地域スポーツの推進体制の在り方に関する有識者会議〔2015〕。「とりまとめ」との関連では、大学スポーツに対し地域スポーツを支える人材育成と研究活動の基盤整備が期待されている。
- 47) 文部科学省〔2017〕。ちなみに、スポーツ活動をやらない理由として「場所や施設数がないから」を挙げている者は2004年の2.5%から2009年の5.4%へと倍増している。ちなみに統計上でミニマムは1994年の2.0%であり、先の障害者スポーツ施設実態との関連もうかがえる。
- 48) 総務省〔2014〕。
- 49) 注13で紹介した文部科学委員会で、宮本岳志委員は「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（2014年4月）が総務省から発表され、10年から30年の長期のスパンで行政サービスの見直し、民間の代替可能性、PPP/PFIの積極的な活用、市町村を超えた広域的な集約、集中の検討が要請されていること、公共スポーツ施設が毎年1000ヶ所ずつ消えている背景には、国による地方に対する計画や施設の廃止・集約化の強制があること、それはスポーツ基本法第10条で諱われている地方スポーツ推進計画の策定、スポーツ施設の整備、スポーツ施設の運用の改善等に抵触するし、スポーツ庁を設置しても絵に描いた餅ではないかと、参考人として委員会に出席した総務省の審議官に異議申し立てをしている。それを受け、下村大臣は「これは宮本委員のおっしゃるとおりだと思う」とした上で、同庁設置を契機に他省庁における政策転換を求めていく必要があると返答している。
- 50) 高橋〔2014, 48-49〕。
- 51) 文科省（スポーツ庁）〔2017〕資料編より。
- 52) 「アリーナが足りない—バスケ・卓球・会場探し四苦八苦」『朝日新聞』2017年5月9日付。なお、このため国内プロチーム（バスケのBリーグなど）のチームの存続にも影響を及ぼしている。
- 53) 「頂点への戦い レベル急上昇」『朝日新聞』2016年9月20日付。
- 54) 「障害者を見る目 変えたい」『朝日新聞』2017年7月20日付。
- 55) 宮田〔2017, 37-45〕。
- 56) 川井〔2017, 85-93〕。
- 57) 宮田〔2017, 45-48〕。
- 58) 宮田〔2017, 48-50〕。
- 59) 川井圭司は、別のところでNCAAは日本の大学スポーツにとって反面教師だと断じている。「大学スポーツの产业化」での川井圭司見解。『朝日新聞』2016年10月8日付。
- 60) 元阪神タイガースのマット・マートンはジョージア工科大学での「トータル・パーソン・プログラム」等を踏まえ、教育や人間形成に裏打ちされた大学・学校におけるスポーツ活動の重要性を指摘する。「文武両道で人生は輝く」『朝日新聞』2014年9月9日付。
- 61) 井上〔2007, 3-27〕。あるいは井上〔2000〕第7章を参照。
- 62) ここでは、井上達夫が論じる秩序と專制のトリアードの枠組みを参照している。井上〔2017〕第4章、第5章。新しいスポーツ運動に見られる公共性の問題点に関しては、有賀〔2002, 145-149〕。
- 63) 加賀〔1988, 9-10〕。前年に文部大臣に就任した鳩山一郎が掲げる思想善導を核にしたスポーツ論に関して、加賀は「思想困難」、「経済困難」に象徴される国民の政治的自覚や運動をスポーツによって転換させる、体制擁護のための国民的イデオロギー操作とする。もっとも、統制令の中身を仔細に読み解くならば、「国家権力をもって一方的に「官僚統制」をしたとはいきれない多少の理由があったし、また完全にスポーツの自由思想を否定したり、軍国主義を押しつけたりしたものではなかった」という岸野雄三の指摘にはなにほどの正当性がある。岸野・竹之下〔1959, 175〕。

- 64) 日本学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年3月24日）はこのコロラリーだが、国家的パトーナリズムが孕む学問研究の自主性・自律性の篡奪を問題視するものであった。
- 65) 戸坂潤は戦前の社会における思想の悪化（マルクス主義化）に対抗し、「教育当事者は、これに対するすべくスポーツを別なアヘンとして大安売りし始めた」とし、新たに価値づけられた体育を以下のように評価する。「財團による営業諸大学は、スポーツのこの社会的アヘン性と、それに対する世間の渴望を利用して、スポーツ場をステージやショーウィンドーになぞらへ、スポーツマンをマネキンに仕立てる。良い教授を雇うよりも一人のマネキンを雇う方が資本はかかるかも知れないが、結局、その方が利益になるのだ。（中略）学生スポーツマンは、自分が世間や学校の傀儡であることを能く知っている、そしてこれを逆に利用する。（中略）今日のスポーツマンは社会全体とこうした互恵関係にあり、特に私立大学になれば、この互恵関係が、大学乃至校友会と選手及び学生の間に、コンデンスされるから、今日の近代学生はスポーツに異常に熱心であらざるを得ない。」戸坂が剔出した学生スポーツに関する批判は、今日においても色あせていない。戸坂〔1966, 407-708〕。高津〔1994〕第5章参照。
- 66) 鳩山一郎文相は「文部省の企画も、出来るならスポーツはスポーツの自治、統制に一任して置きたい。……だが、野球の久しき因習と各方面に蟠まる実情は予測外に強く深く、容易にその目的が達し得られなかった」と述べている。岸野・竹之下〔1959, 174-175〕。
- 67) 立命館大学スポーツ強化センターが中心となり2017年度より政策化されたSSP（Student Success Program）は、学生選手の学修上の難きを早期に見出し、正課授業へキャナライズするための学修支援プログラムである。
- 68) 「スポーツ嫌いは悪いことなのか？」『朝日新聞』2017年6月17日付。
- 69) 西原〔2007〕を参照。
- 70) この点に関しては安田〔1994, 244-250〕。
- 71) 竹内・吉崎〔2017〕第3章。

参考文献・資料

【議事録・政府・官庁関連】

衆議院文部科学委員会「189-衆-文部科学委員会-5号」（2015年4月7日）。

閣議決定『観光立国推進基本計画』（2017）。

スポーツ庁・経済産業省（2016）『スポーツ未来開拓会議中間報告—スポーツ産業ビジョンの策定に向けて—』。

スポーツ庁（2016）『新たなスポーツ行政について』。

総務省（2014）『公共施設等総合管理計画の作成にあたっての指針』。

内閣官房日本経済再生総合事務局（2016）『日本再興戦略2016—これまでの成果と今後の取組』。

文部科学省（民主党政権）（2010）『スポーツ立国戦略—スポーツ・コミュニティー・ニッポン—』。

今後の地域スポーツの推進体制の在り方に関する有識者会議（文部科学省・スポーツ青少年局）（2015）『今後の地域スポーツの推進方策に関する提言』。

文部科学省（スポーツ庁）（2017）『第2期スポーツ基本計画—スポーツが変える。未来を創る—』
文部科学省（2017）『大学スポーツの振興に関する検討会議最終とりまとめ—大学のスポーツの価値の向上に向けて—』

【政党関連】

自民党・スポーツ振興に関する懇談会（2007）『「スポーツ立国」ニッポン～国家戦略としてのトップスポーツ～』。

自民党・スポーツ立国調査会（2008）『「スポーツ立国」ニッポンを目指して～国家戦略としてのスポーツ～』。

自民党・スポーツ立国調査会（2016）『スポーツの成長産業化の加速のための決議』。

自民党・スポーツ立国調査会（2017）『スポーツ市場拡大に向けた第二弾提言』。

日本共産党（2014）『スポーツ奨励重点化プラン』。

【著作・論文】

青沼裕之（2016）『スポーツ庁・地域スポーツ振興・東京オリンピックの関係を読み解く—政策・提言文書の検討を中心に—』『運動文化研究』第33巻。

足立慎一郎（2014）『PPP/PFIの活用に向けた課題とコーディネーターとしての金融機関の役割』『月刊レジャー産業資料』2014年1月号、総合ユニコ

- ム。
- 有賀郁敏（1991）「日本型リゾート開発の構造—その特徴と再生への新基軸」『神田外語大体育・スポーツ論集』。
- 有賀郁敏（2002）「アソシエーションの歴史と現代の公共圏」佐藤嘉一編著『〈方法〉としての人間と文化』ミネルヴァ書房。
- 市井吉興（2015）「カジノポリティクス試論—カジノ—合法化をめぐる「政治」の把握に向けて—」『立命館産業社会論集』第50巻第4号。
- 井上達夫（2000）『他者への自由—公共哲学としてのリベラリズム』創文社。
- 井上達夫（2007）「公共性とは何か」井上達夫編『公共性の法哲学』ナカニシヤ出版。
- 井上達夫（2017）『自由の秩序—リベラリズムの法哲学講義』岩波書店。
- 岩屋毅（2017）「丁寧な議論と制度設計を通じて日本の成長戦略を支えるIRの本質を伝えていく」『月刊レジャー産業資料』2017年3月号、総合ユニコム。
- 加賀秀雄（1988）「わが国における1932年の学生野球の統制について」『北海道大學教育学部紀要』第51号。
- 川井圭司（2017）「アメリカ大学スポーツのアマチュア規定はなぜ違法とされたのか—NCAAの動向と日本への示唆—」『現代スポーツ評論36』創文企画。
- 岸野雄三・竹之下休藏（1959）『近代日本学校体育史』東洋館出版社。
- 鈴木和幸（2015）「スポーツ庁がこれから直面する3つの課題」『体育科教育』大修館書店。
- 鈴木直文（2015）「東京2020と都市開発—なぜ約束は果たされないのか？」『東京TOKYO』2015年12月。
- 月刊レジャー産業資料編集部（2014a）「東京オリンピックへの期待—成熟社会における『インフラ開発』『インバウンド』戦略のあり方」『月刊レジャー産業資料』2014年1月号、総合ユニコム。
- 月刊レジャー産業資料編集部（2014b）「特集解禁秒読み『国産カジノ』—日本企業による検討も活発化、透明性・公益性を担保する事業姿勢が肝要」『月刊レジャー産業資料』2014年9月号、総合ユニコム。
- 高津勝（1994）『近代日本スポーツ史の底流』創文企画。
- 高橋義雄（2014）「地域におけるスポーツビジネス推進の課題と展望」『月刊レジャー産業資料』2014年9月号、総合ユニコム。
- 滝口隆司（2017）「大学スポーツを『特殊化』させるな」『現代スポーツ評論36』創文企画。
- 竹内章郎・吉崎祥司（2017）『社会権一人権を実現するもの』大月書店。
- 田中佑一（2015）「スポーツ庁の設置—昭和のスポーツ関連施策の総合的な推進」『時の法令』No.1986。
- 玉木正之（2017）「日本の大学スポーツにとっての『劇薬』—日本版NCAAの創設に私は大賛成する—」『現代スポーツ評論36』創文企画。
- 塚原東吾（2016）「災害資本主義の只中の忘却への圧力—非常事態政治と平常心バイアス」小笠原博毅・山本敦久編『反東京オリンピック宣言』航思社。
- 寺島実郎（2014）「レジャー・サービス産業の高度化を目指すなかでIRのあり方を見出すべき」『月刊レジャー産業資料』2014年9月号、総合ユニコム。
- 戸坂潤（1966）「学生スポーツ論」『戸坂潤全集』第4巻、勁草書房。
- 友添秀則（2017）「大学スポーツの評価をめぐって」『現代スポーツ評論36』創文企画。
- 鳥畠与一（2015）「カジノ幻想—「日本経済が成長する」という嘘」ベスト新書。
- 中西新太郎（2005）「リアルな不平等と幻想の自由—新自由主義『社会開発』の特質と帰結」竹内章郎他編『平等主義が福祉をくくう—脱〈自己責任=格差社会〉の理論』青木書店。
- 日本スポーツ法学会監修（2011）『詳解：スポーツ基本法』成文堂。
- 長田菜美子（2016）「パラリンピック自國開催を迎えるにあたり—障害者の『スポーツの権利』について考える』『日本の科学者』Vol.51、本の泉社。
- 西原博史（2007）「保護の論理と自由の論理」長谷部恭男ほか編『人権論の新展開（岩波講座憲法2）』岩波書店。
- 日本経済団体連合会（2015）『「豊かで活力ある日本」の再生—Innovation & Globalization—』経団連出版。
- 日本政策投資銀行（2013）『スポーツを核とした街づくり』

- くりを担う「スマート・ベニュー」—地域の交流空間としての多機能複合型施設—』。
- 日本政策投資銀行（2015a）『スポーツツーリズムの展開—地域資源を活用した観光地域づくりの一例—』。
- 日本政策投資銀行（2015b）『2020年を契機とした国内スポーツ産業の発展可能性および企業によるスポーツ支援—スポーツを通じた国内経済・地域活性化—』。
- 濱野吉生（1983）『体育・スポーツ法学の諸問題』前野書店。
- 福村優（2017）「日本型コンパクトシティー政策の課

- 題と展望—野々市市の都市計画を参考に—』『卒業論文集—余暇社会の歴史と現代—』（立命館大学産業社会学部・有賀郁敏ゼミ）。
- みずほ銀行産業調査部（2016）『スポーツ産業が日本を変える！～わが国スポーツ産業の可能性と課題～』。
- 宮田由紀夫（2017）「アメリカのスポーツ NCAA から何を学ぶか」『現代スポーツ評論36』創文企画。
- 安田武（1994）『遊びの論』朝文社。
- 山下高行（1989）『『スポーツの産業化』に関する研究ノート』『立命館大学人文科学研究所紀要別冊「保健体育研究」』。

A Study of Sports Policy : Positioning of Sports as a Growth Industry and the Future of University Sports

ARUGA Ikutoshiⁱ

Abstract : Japanese society seemed to be filled with a celebratory mood, looking forward to the convening of the Tokyo 2020 Olympic and Paralympic Games. Under these circumstances, the Japan Sports Agency, established in 2015 as an extra-ministerial bureau of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, announced a university sports policy centering on the establishment of a Japanese version of the NCAA (National Collegiate Athletic Association), in order to further promote sports in universities. The policy, which covers a broad range of issues, is intended to reform the conventional sporting activities conducted in Japanese universities so that university sports can play a role as a growth industry. Why has focus been placed on the commercialization of university sports at this particular time? To answer this question, it is necessary to consider university sports policy in a recursive and comprehensive manner by looking at all the leisure and sports policies integrated into national strategy, beyond the boundaries of conventional university sports. This paper explores what university sports ought to be in the future by shedding light on serious problems apparently obscured by days filled with jubilant anticipation.

Keywords : university sports, Japan Sports Agency, a Japanese version of NCAA (National Collegiate Athletic Association), neoliberalism, the Basic Act on Sports, the right to sports

ⁱ Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University